埋蔵文化財の保護に関する手続きの流れ

島根県教育委員会

①遺跡の確認

工事予定地に遺跡があるか否かを事前に確認してください。

確認の方法

電話、FAX、電子メールで●●●市･町･村埋蔵文化財主管課に照会する

なお、島根県 HP にあるマップ on しまね（GIS）で検索し、参考とすることもできます

②事前相談（●●●市･町･村埋蔵文化財主管課）

開発場所や工事内容によって対応が異なります。

調査不要

③届出（文化財保護法第 93 条･94 条）

工事着手の 60 日前までに届出書を提出してください。

（地方公共団体は事業計画を通知し、協議）

④保護措置の指示

●●●市･町･村埋蔵文化財主管課から以下の保護措置を指示します。

【発掘調査】工事着手前に発掘調査を実施する必要があります

【工事立会】施工時に文化財課専門職員が立会し、必要に応じて記録作成等の作業を行います

【慎重工事】遺跡を傷つけないよう慎重に工事をしてください

③分布･試掘調査

※費用はかかりません

⑤発掘調査

※調査期間と費用が必要です

⑥工事着工

※工事中に予期せぬ発見があった場合は改めて協議が必要です